

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北九州市

平成27年4月

目 次

第 1 推進計画の区域	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2 推進計画の目標	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する 多面的機能発揮促進事業に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能 発揮促進事業の実施を推進する区域を定めるにあつては、その区域	・ ・ ・ 3
第 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
別紙 促進計画区域図	・ ・ ・ ・ ・ 5

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北九州市

第1 促進計画の区域

別紙「促進計画区域図」のとおり

第2 促進計画の目標

1 門司・小倉東部地域

(1) 現況

本地域は、本市の東側海岸地帯に位置する干拓水田地帯である。主に水稲単作地帯であるが、小規模な露地・施設園芸作も散在している。高齢化が著しい地域で、農地の維持が困難になりつつある地区もあり、後継者や新規就農者など担い手の確保が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 小倉南部地域

(1) 現況

本地域は、本市の南部に位置し、紫川流域に開けた水田地帯で、ほうれん草・春菊や小松菜などの軟弱野菜を中心とした、露地・施設での野菜生産が盛んである。一部地区では後継者が育っているが、多くの地区では高齢化、担い手不足が課題になっている。その他、一部中山間地区では、平野部と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 小倉・八幡中山間地域

(1) 現況

本地域は、本市の南部に位置し、福智山系の北端にあたる。一部基盤整備されているが、傾斜が大きく、小さな農地が多い。水稲を中心に露地野菜、施設野菜の作付けが点在している。また、この地域には竹林が広がる地区があり、本市のブランドである「合馬たけのこ」の産地となっている。

中山間地区では、高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が課題になっている。また、平野部と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 若松地域

(1) 現況

本地域は、本市の北西部に位置し、基盤整備された農地が多く、玄海灘沿岸に広がる畑作地帯と内陸に広がる水田地帯に二分される。畑作地帯では、露地野菜の生産が盛んで、キャベツやブロッコリーは、国や県の産地指定を受けている。特に冬キャベツは「若松潮風キャベツ」としてブランド化されている。また、畑作地帯では、多くの後継者が育っており、規模拡大志向が強く、農地不足が起こっている地区もある。水田地帯は、一部地区では集約が進んでいるが、多くは高齢化対策や後継者の確保が課題になっている。その他、一部中山間地区では、平野部と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 八幡南部地域

(1) 現況

本地域は、本市の南西部に位置し、遠賀川沿いの平野部から福地山麓の傾斜地まで変化に富む。平野部の基盤整備された地区では、主に水稲作、麦作が行われている。高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が課題になっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 北九州市内全域

(1) 現況

本市は環境に配慮した種々の取り組みを行っており、農業分野においても環境保全型の生産に取り組んでいる。しかし、高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が課題になっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	門司・小倉東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2	小倉南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
3	小倉・八幡中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
4	若松地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
5	八幡南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
6	北九州市内全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

第5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 取り組みの推進

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

福岡県知事が指定する特認地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地 (田 : $1/20$ 以上)

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地 (田 : $1/100$ 以上 $1/20$ 未満、一団の急傾斜農用地に物理的に連担) 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合。

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

上記の外、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。